

議提議案第 3 号

特別委員会の設置について

本市議会に、観音寺市議会委員会条例第 6 条の規定により、次の特別委員会を設置する。

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1. 特別委員会の名称 | 新道の駅調査特別委員会 |
| 2. 委員の定数 | 20人 |
| 3. 所管事項 | 新「道の駅」かんおんじ（仮称）についての調査研究 |
| 4. 設置期間 | 議員の任期中、調査が終了するまでは閉会中もなお調査を行うことができる。 |

令和 6 年 9 月 24 日 提出

提出者

観音寺市議会議員 石 山 秀 和

賛成者

観音寺市議会議員 篠 原 和 代

観音寺市議会議員 詫 間 茂

（提案理由）

新たな道の駅である新「道の駅」かんおんじ（仮称）の整備に関して調査研究する特別委員会を設置するため、本案を提出するものである。